

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二十四号）（抄）（第一条関係）……………1
- 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第二条関係）……………2
- 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）（第三条関係）……………3

○ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二十四号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（容積率の特例の対象となる住宅の敷地面積の規模）			
<p>第五条 法第十八条第一項の政令で定める規模は、次の表の上欄に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。</p>			
地域又は区域	敷地面積の規模 （単位 平方メートル）	（新設）	
<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域若しくは田園住居地域又は同号に規定する用途地域の指定のない区域</p>	一、〇〇〇		
<p>都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域</p>	五〇〇		
<p>都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域又は商業地域</p>	三〇〇		

改正案	現行
<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六～二十四（略）</p> <p>二十五 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第 八十七号）第十八条第一項の許可</p> <p>二十六～四十（略）</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定める ものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げ る法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。） に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（ 昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従 前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関す る工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の 規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるもの を含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六～二十八（略）</p> <p>二十九 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項</p> <p>三十～六十二（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>五の二～十六の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十七～二十八（略）</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定める ものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げ る法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。） に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（ 昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従 前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関す る工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の 規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるもの を含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>五の二～十七の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十七の三～三十七（略）</p> <p>2・3（略）</p>

○ 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第七条 法第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七～二十四（略）</p> <p>二十五 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十八条第一項の許可</p> <p>二十六～四十（略）</p>	<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第七条 法第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>六の二～二十の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十一～三十二（略）</p>